

第19回 京都市子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議 摘録

- 1 日 時 令和7年1月27日（月）14時～15時35分
- 2 場 所 京都市教育相談総合センター（こどもパトナ） 1階 会議室
- 3 出席者（敬称略） 山下委員・小槻委員・中本委員・松島委員・小林委員・青池委員
金子委員・市場委員
村上委員・中村委員・吉川委員・岩佐委員・清水委員
中野委員・村上委員・藤田委員・五味委員・稲田委員・宮前委員

4 内容

- (1) 開会、挨拶、委員紹介、本関係者会議について
・座長に山下委員を指名。副座長に稲田委員を指名。
- (2) 説明・取組報告・協議
・令和5年度いじめ・暴力行為及び不登校の状況について
・SNS・ネットトラブルについて
- (3) 質疑応答、意見交換、取組紹介
- (4) 閉会

令和5年度いじめ・不登校・暴力行為の状況について

（事務局からの説明）

○いじめの認知件数について、全国・京都府・京都市いずれについても過去最多となっており、いじめ対策防止推進法によるいじめの定義、またいじめの積極的認知に対する理解が広がったことが要因と考えられる。

○いじめの定義は、過去から変遷している点もあるが、少しでも児童生徒が苦痛を感じればいじめだと捉え、初期段階からしっかり対応している。積極的認知については、認知件数が多いということが悪いことではなく、学校としてしっかり子どもたちを観察できていると評価されている。

○いじめの態様について、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」というのが圧倒的に多くなっており、本日の議題でもある「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」事案も193件となっており、令和4年度から40件ほどの増加となっている。

○暴力行為の件数についても、全国、京都府、京都市ともに過去最多を更新しており、これも、暴力を含めていじめが積極的に認知されたことに伴うこと、また暴力に関してしっかりと観察をしていることにより、増加の要因になったと考える。

○不登校の状況についても、全国、京都府、京都市において過去最多を更新している。平成28年に成立した教育機会確保法により、学校に行くことができない子どもたちの休養の必要性が法律上明記され、学習機会の保障が義務付けられたことが浸透し、増加に繋がっていると考え。また、コロナ禍による登校意欲の低下という影響も残っていると考え。

○少子化が進んでいる中、不登校は増加しており、大変大きな社会的課題であると捉えられている。不登校について、国や各自治体で様々な取組がされており、本市においても、不登校の子ど

もたちの居場所づくりや、登校・社会的自立への支援に取り組んでいる。不登校の子どもたちの活動の場所としてふれあいの杜を市内5か所、サテライト教室を3か所設置している。また、不登校児童生徒のための学校として、洛風中学校・洛友中学校を設置している。教室に入ることのできない子どもたちに対して空き教室等を活用した、校内サポートルームというスペースを設置し、学生ボランティアや子ども支援コーディネーターを配置し対応している。また、オンライン上の居場所としてメタバース空間を活用した取組も進めている。その他、フリースクールにも事業を委託する等、不登校の子どもたちへの支援を実施している。

SNS・ネットトラブルについて

＜生徒指導提要「第11章 インターネット、携帯電話に関わる問題」について＞

○児童買春やその他の犯罪から児童生徒を保護することを目的に、平成15年に出会い系サイト規制法が制定され、平成20年の改正によりさらに成果が見られ、出会い系サイトでの被害は減少したが、一方で出会い系サイト以外のサイトでの被害が高い水準で推移している。

○インターネット問題への組織的取組における、指導・啓発での留意事項として、ネットの匿名性、デジタルタトゥーやリベンジポルノといったネットの拡散性等が挙げられている。直接的な攻撃よりもグループから外したり、対象をぼかしたりするネットいじめが多くなっている。

○インターネット問題の早期発見について、子どもたちがどこに相談すべきか分からない場合や、事案が大きくなってしまふことを恐れ、教職員に相談しない場合があり、学校として子どもたちのSNSの利用実態の変化に敏感であることが必要であり、日頃の悩みを相談できるような信頼関係の構築が重要である。

○子ども家庭庁のインターネット利用調査について、10歳～17歳においてインターネットの利用率は98.7%、6歳から9歳においては90%、スマホを持っている割合については、10歳以上の小学生で70%、中学生で93%、高校生で99%という状況であった。勉強も含むインターネットの利用時間は、10歳以上の小学生が3時間46分、中学生が4時間42分、高校生で6時間14分となっている。またフィルタリング等で子どもの利用を管理している保護者は8割となっている。

＜本市の取組について＞

○京都府警と連携し、警察官やスクールサポーターが講師となる非行防止教室を、毎年全校で実施し、携帯電話・スマートフォンやインターネット等の危険性について指導している。

○生涯学習部の事業として、情報モラル教室においてSNSによるコミュニケーショントラブルやインターネットへの投稿の危険性等の問題に関して、子どもたちが主体的に課題を理解して自ら解決策を考える授業を行っており、保護者にも情報共有している。内容としては、個人情報や安易に発信しない、人を傷つけることや誤解を与えるようなことを安易に発信しないといったことや、様々なSNSの特徴を生かして使用するということを扱っている。

○また、保護者への啓発として、市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」を派遣し、各校の家庭教育講座やPTAの集まりにおいて研修を実施し、ネットやSNSについて、保護者とも情報共有をしている。

○学校事務支援室の事業として、携帯・インターネットの有害情報や不適切な利用から子どもたちの命と健やかな育ちを守るため、電子メールで相談を受け付ける、「誹謗中傷・いじめから子どもを守る『ネット・トラブル情報デスク』」を開設している。また、G I G A端末を使ったSNSトラブルを防止するために、G I G A端末にフィルタリングソフトを導入するとともに、T e a m sのチャット機能を児童生徒だけで利用できないよう設定している。

○ネットトラブル等も含めたいじめ全般への対応として、条例等に基づき、各校においていじめ防止基本方針の策定やいじめ対策委員会を設置し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を育む教育活動の実施、全児童生徒を対象としたいじめアンケートや「クラスマネジメントシート」を活用した見逃しのない観察、積極的認知を推進している。

○また、京都府警と生徒指導課との人事交流や、非行及び犯罪被害の防止について、学校と警察が相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図るため、学校警察連絡制度の協定を締結しており、学校と警察の間で必要と認められる場合、児童生徒の問題行動に関する情報を相互に連絡する等して、京都府警との円滑な連携を推進している。

○相談体制としては、各校にスクールカウンセラーを配置し、悩みや困りを抱えた児童生徒の早期発見・早期対応、保護者への適切な支援等に努めるとともに、SNSやネットトラブルは教職員や保護者からは見えにくいいため、児童生徒が自主的に相談・通報できる相談窓口としてこども相談24時間ホットラインや、子どもSNS相談@京都（京都市）、いじめメール相談を設置しており、毎年全市立学校の児童生徒、全家庭に対して相談窓口が記載されたカードを配布し、窓口の周知の徹底を進めている。

○教育委員会において、生徒指導課、生涯学習部、事務支援室など関係課が一体となって、SNSやネットトラブルに対する取組を進めていく。

○SNS関係でのトラブルについては、誹謗中傷等のトラブルが多く見受けられるが、性的画像を生徒間や第三者に送ってしまう事案、LINEグループから仲間外れにする事案、子ども同士の中での秘密をばらすなどのトラブルが散見される。

（委員からの意見）

【小槻委員】相談体制の件について、コロナ禍である令和2年度にSNS相談を期間限定で設置し、令和3年には府市共同の相談窓口とし、対象者も拡大されたかと思うが、現状はどのようにされているのか。（ネット・トラブル情報デスクの）電子メールでの相談が5件ということであったが、今の生徒や父兄は、電子メールではなくSNSを利用しているので、SNSの被害やいじめの申告、ヤンケアの相談等を全てSNSで受付することができれば相談件数が増えるのではないかと、その場合、対応できる相談者の確保や専門機関の協力等も含めた相談体制を整えていることが前提となると考える。実態と今後はどのように考えておられるか。

【事務局】SNSが主流になっている状況はあると感じる。現在は、既存の窓口についてしっかりと周知をしていくこと、そして今後SNSを利用することも含め検討していきたいと考える。SNS相談については、令和2年度以降開設期間等を拡充するなど

して進めており、登録することでいつでも相談ができるということ子どもたちに積極的に周知をしている。今後の相談体制については、SNSを利用していくことについても状況を見ながら検討してまいりたい。

【藤田委員】 青少年活動センターにおいて主に中高生以上を対象に居場所づくりや相談事業を実施している。中央青少年活動センターにおいては、子ども若者総合相談窓口を実施しており、いじめに特化しているわけではないが、年間1,200件程の相談があり、中には不登校やひきこもりといった相談もある。ユースワーカーを配置し、何気ない日常会話から悩みをひきだすような活動をしている。

【青池委員】 相談ツールとして、こどもの人権SOSミニレターを小・中学生に配布し、送ってこられた相談について返答しているが、相談件数は年々減少している状況である。その他、子どもを対象としたフリーダイヤルのこどもの人権110番も設けているが、印象としては保護者からの相談が多く、LINE人権相談というSNSでの相談窓口は子どもからの相談が多くあるため、時代の流れとしてSNSであるように感じる。

【中本委員】 保護者として、関係機関により子どもが見守られていることはありがたい。SNS・ネットについて子ども自身の大変さもあるが、保護者がネットについていけないということが見受けられるほか、子どもの長時間の使用について叱って取り上げることも良くなく、どうしたらよいのか難しい面があるため、保護者向けの研修に力を入れることは良いと思う。様々な窓口があるということだが、いつどんなタイミングでどこに相談したら良いのかが分からないということがあるので、相談先がすぐ分かるようになればよいと考える。

【松島委員】 はぐくみネットワークは親に視点を当て、親育てに力を入れている取組が多い。親と子どもだけの関わりではなく、第3の関わりが大切であると感じている。京都市はとて地域との関わりが強く、地域全体で子育てをしている印象がある。仕事としてパソコンインストラクターをしているが、支援学校と不登校の子が就職や学校復帰のために習いに来ることが多くなっている。地域では、不登校の子向けのスクールを開いている場合もあり、民間と学校との関わりが大事であると感じる。

【山下座長】 GIGA端末が導入され授業の様子も変わり、小学生でも7割の子がスマホを持っている現代において、子どもたちの現状や学校の状況はいかがか。

【吉川委員】 中学校の現場としては、いかに子どもたちと関わるかを重視している。非行防止教室等の他に、教育相談を年2、3回設け、担任や学年の教員が子どもと直に話す機会を設け、そこでいじめやSNSの相談を聞くこともある。子どもたちが、教師に相談したら聞いてくれる、という信頼関係を構築することが重要であると考えている。また、本校でも地域の皆さんに大変ご協力いただいております、地域での生徒の様子等、教員が知らない話を教えて頂いたり、保護者とは勿論、地域との関わりは重要と考えている。特に中学校は部活動もあり、地域との関わりを増やしていくことが大切であると考えている。

【岩佐委員】感覚では、高校生は100%スマホを所持している。Youtubeで数学を勉強しているなど、学習端末としてもスマホは無くしてはならない実態だと感じている。5月頃にLINEで写真をアップして失敗する子が多く、かなり厳しく指導し、全体に対してもSNSの使い方を指導するほか、外部講師を招いて講演会を開くなどしている。日々、人権の意識をもって指導している。学習指導要領も改訂され、情報という教科でプログラミングなどを学ぶが、SNS・ネットについての学習も必要。小・中学校ではスマホは学校に持ってきてはいけないという決まりになっていると思うが、実際に使用していく中で失敗を経験し、その都度指導していくのが大切ではないかとも考える。取り返しがつかない事態になる前に、指導し学んでいくことが大切であると考え

る。

【清水委員】総合支援学校では、福祉や関係機関との連携した取組を進めている。近年は、高等部の生徒が増えており、1学年に1割程度が不登校となっている。不安感が高い、人とのコミュニケーションが苦手など要因は様々であるが、週1回放課後に登校したり、オンラインで朝の会に参加するなど、生徒一人一人に合わせた学びを保護者と連携して実施している。2年生時には福祉の事業所等に行き、一人一人に合った時間や作業など色々と配慮いただきながら、学んでいる。卒業後にどこも繋がる場所がないことが保護者にとって一番不安であり、安心できる居場所、相談できる人、社会とのつながりがもてるように今後も福祉等関係機関と連携してまいりたい。

【中村委員】小学校では、単元によってタブレットを使用する授業、ノートやプリントを使う事業など、児童が勉強しやすいやり方を選択できるようになっている。学習で使用するのはGIGA端末が主であり、携帯電話を学校にもってくることは原則禁止だが、家庭の事情や登下校が不安等の理由で、携帯電話を持ってくる必要がある場合は、職員室で預かる等の対応をしている。小学生は初めてSNSやネットに触れる年代であるため、その便利さや危険性を教えるとともに、子どもだけではなく保護者への働きかけも重要であると考えている。

【村上委員】幼稚園はSNSやネット、いじめに対する意識のベースを作っている時期。SNSは相手の痛みに気付きにくく、幼稚園の間に友達と喧嘩して、相手の痛みが分かるようになるといった実体験をすることが大切であると考え。また、大人に隠し事をせずにきちんと相談することが重要であり、相談したら受け止めてくれるという大人との関係性を作ることができなければ、自ら相談窓口に行くことも難しいと考える。言葉では表せない子どもたちの心の変化や困りを抱えた保護者に気付いて支えることができるような、教師になることが大事であると考え。

【市場委員】こどもの人権110番については、電話に出た途端にすぐ切れることがあり、相談者にとってはハードルが高いのかと感じることもあった。その他、市立学校において人権の花運動や人権教室等も実施しており、ある中学校にていじめをテーマに人権教室の依頼を受けた際は、仲間と一緒に楽しむことから、人権や思いやりの心を育ててほしいと思い、身体ほぐし心ほぐしの要素を用いて授業を行った。いじめは

やってはいけない事というのは、全員が分かっていることであり、道徳や特別活動の授業内ではきちんと理解していると思うが、素になった時にそれが実践できるかどうかが問題であり、そういった子を育てていかないと、いじめはなくならないと考える。いじめがあるというのはいじめをしているということ、いじめをしている子がこんなにもいるという捉え方も重要であると思う。中学校以上は、人権等に関する取組について独自で実施されている場合も多いと思うが、学びの連続性として幼稚園から高校まで、系統立てて京都市全体で取り組むことができれば、人権意識の高い子どもが増え、いじめも少なくなるのではないかと考える。また、不登校についても、小さい時から第三者が関わり、地域全体で見守ることが大切であると考えている。

【小林委員】地域のつながりの強さは、地域によって差があると感じている。どのようにその差を埋めたらよいのかは悩むところであり、そのためにはSNSが必要かもしれない、使いこなすためには若い方の協力が必要であると考えている。また、色々な相談窓口があるが、本当に困っている方がその情報や窓口を知らないことが多く、知っていたとしても行ける環境ではない場合もある。本当に助けを求める人にしっかりと届ける方法はどうか、皆様のお力をお借りしながら今後も考えてまいりたい。

【金子委員】警察での少年相談について、令和5年度のいじめ相談は令和4年度より11件減り、29件（暫定値）であった。事件送致が1件4人、いじめを端緒として事件送致になるのが、年間3・4件という現状。いじめ等について「これは犯罪じゃないのか」ということや、「学校には相談してるけど動いてくれない」という保護者の方から相談がある。色々な相談を受けて、学校と連携する中で学校現場は大変だと実感するとともに、自分自身も一人の保護者として子どもに向き合っているのかと考えることもある。学校の先生も若い先生が多く、保護者と中々うまくいかないことも現実としてある。警察の若手も同じであるが、やはり保護者等に対して親身になって対応していくことが重要であり、経験のある者が若手の未熟さを理解してしっかり指導していく必要があると考える。いじめについては、親としては憤りを感じ、子は不安や恐怖を感じるものであり、迅速な対応が求められる。少年サポートセンターも、臨床心理士を3名配置し、心理的ケアもできる体制をとっている。その他、命の危険があるものなど重大な事案については、管轄する警察署が迅速に捜査・調査に着手するように徹底するとともに、学校や関係機関と連携して今後もしっかりと対応を進めていく。

【村上委員】一時保護所への入所にあたり、携帯・SNSにかなり依存しており、携帯を取り上げられることがどうしても嫌で、なんとか逃げようとする子どもや、不登校状態で携帯に依存し、親子関係がもつれたことによって、虐待の通告や警察への避難につながるケースもある。虐待件数が年々増加している中、保護者が子どもの特性を理解できずに、感情をおさえきれず暴力をふるってしまう案件が多く、所属の学校とも連携をとりつつ対応している。対応していく中で、子どもも保護者もいかに直に

話ができるか、相談できる人がいるかという点が重要で、特に虐待は地域の支援が重要であると考えている。各家庭が孤立しない形で、地域全体で子どもを見ていくつながりが重要であるとする。

【小槻委員】 ネットやSNSに留まらず幅広く御意見いただいた。保護者の行動について、子どものことを最優先に考えて行動されている場合と、必ずしもそうでない場合があるが、子どものことを最優先に思っている場合の方が、対応が進みやすい。課題や悩みを抱えている人が各専門機関に速やかに相談できる体制作りをいかに構築するかというのが問題であるとする。その構築に向けて、少しでも力になればと思っている。